

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信

第31号 令和2年5月

新型コロナウイルスに関するお願い

新型コロナウイルスの感染者の拡大により、全国的に深刻な影響が拡大しており、経営は日ごとに厳しさをましております。飯坂町商工会では、このような深刻な状況を打開するため、会員企業と一層連携を強化し、感染拡大の防止に努めて参りたいと考えております。

つきましては、会員企業の皆様におかれましても、感染拡大防止の観点から、労働環境の整備や購買活動に混乱が起こらないようご配慮いただくなど、以下の点について特段のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

- ① 不要不急の外出を控えるよう努めてください。
- ② テレワークなどの導入による感染予防に努めてください。
- ③ 飲食業・接客業の皆様におかれましては、席の配置を工夫するなど対応に努めてください。

◆新型コロナに対する国の支援策

実質無利子化融資のご案内

【融資対象者】

新型コロナウイルスの影響を受け、売上が以下の条件のいずれかに該当する方。

- (1) 最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること。
- (2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少していること。
 - ① 過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高
 - ② 令和元年12月の売上高
 - ③ 令和元年10～12月の平均売上高

【融資条件】

融資限度額	別枠 6,000万
返済期間	運転 15年以内 設備 20年以内
据置期間	5年以内
金利	当初3年間 基準金利-0.9 3年経過後 基準金利
担保	無担保
実施機関	日本政策金融公庫

※ 現時点での金利 1.36%

3年以内 0.46% (1.36 - 0.9)

3年経過後 1.36%

※ 利息は一旦お支払いいただいた後、補填されます。

持続化給付金

【給付対象者】

中小企業、フリーランスを含む個人事業者など、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方。

【給付額】

前年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上 × 12)

※ 個人事業者等は100万円を限度に支給。

法人は200万円が限度。

※ 商工会のホームページに最新情報を掲載しております。

雇用調整助成金の特例拡充のご案内

◆雇用調整助成金とは

雇用調整助成金は、経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

◆特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主。

令和2年4月1日から6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

助成内容	中小企業	大企業
新型コロナの影響をうける事業主	4/5	2/3
上記の要件かつ解雇等をしていないなど上乗せ要件を満たす事業主	9/10	3/4
教育訓練加算	2400円	1800円
支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記とは別枠で利用可能	

飯坂町商工会ホームページのご案内

現在、[飯坂町商工会のホームページ](https://www.iizakamachi.com/)におきまして、新型コロナウイルスに関する最新情報を提供しておりますのでそちらをご確認ください。

URL : <https://www.iizakamachi.com/>

人事異動のお知らせ

4月1日付の人事異動に伴い、斎藤由香指導員に代わり小山勝紀 指導員が赴任いたしました。